

金融庁が「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表

『会計情報』編集部

金融庁は平成30年4月13日、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表した。

〈改正の概要〉

本件については、企業会計基準委員会（ASBJ）において、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等が公表されたことを受け、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等について所要の改正を行うものである。

〈施行日〉

公布の日から施行することとされている。

なお、コメント期限は、平成29年5月12日（土）17時までとされている。

詳細については、金融庁のウェブページ（<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170206-2.html>）を参照いただきたい。

以 上